

2013年1月12日

## ミュンヘン日本語補習授業校 「補習校の決まり事」

ミュンヘン日本語補習授業校が通学する子供たちの為に、その運営を意義あるよう遂行するためには、会員父母の共通理解と認識、積極的な参加と協力が大変重要です。以下の点を、ご家庭でお子さんとも話し合い、確認して下さい。また、他家族や保護者の代理でお子さんを送迎する方々にも遵守するようご説明下さい。

### 保護者の参加と責任

#### 1. 保護者の参加

基本理念に基づいて補習校運営を円滑に行うため保護者の協力は絶対的に必要です。図書当番・玄関当番は会員として順番にその回数も平等に割り当てられます。またお子さんが在籍するクラス内では学年委員・図書委員が選出されます。選出に際しては、各クラスの事情を尊重し、話し合いで合意されることを目標とします。但し、特に学年委員選出に関しては、偏りが出ないように、毎年各保護者が順番に役目を負うこととします。

#### 2. 家庭学習

補習校は平均して年間約36回の授業日で、各学年に最低限必要な国語や算数・数学などを学びます。それを補う為には予習・復習の家庭学習と、同様に日常の日本語環境を整えることが必要不可欠です。宿題をお子さんと一緒に取り組むなど、授業へしっかり向き合えるようご家庭で促して下さい。

#### 3. 損害賠償保険

児童・生徒が対人、対物に損害賠償責任を負う行為を行った場合、ドイツでは法的に保護者がその責任を問われます。こうした場合に備えて家庭賠償責任保険 (Familienhaftpflichtversicherung) に加入するようお願いします。

### 校舎の使用に関して

1. 本校はクレンツェ校、マチルデ・エラー校、およびミュンヘン日本人国際学校校舎を借用しています。これらの施設の備品、生徒の作品には手を触れないよう、お子さんや家族と約束して下さい。生徒のそのような行為を目撃した場合、ご自分のお子さん以外でも注意して下さい。故意または事故で破損が発生した場合は、事務局、担任あるいは運営委員会にすみやかにご連絡下さい。謝罪が必要な場合は当事者であるお子さんとその保護者に学校当局等にご自身で出向いていただきます。

再三の注意にもかかわらず、お子さんが補習校運営の妨げになるような行為を行った場合は補習校への通学をお断りする事もあります。(対人・対物の傷害・損傷については「保護者の参加と責任」の項 3. を参照。)

#### 2. ゴミの処理

清掃会社による清掃が授業の後直ちに行なわれるとは限りません。腐敗や動物に荒される事もありますので、特に残飯類、オムツは必ずお持ち帰り下さい。

上記1.、2. に該当する件が頻繁に発生した場合、校舎の借用継続が不可能になることをご理解下さい。

3. 本校の講師が生徒と一緒に時間を過ごすのは9時30分からです。それ以前に教室に生徒が入る場合は、担当講師と父母が話し合い、児童・生徒だけで教室に残らないよう対策を講じて下さい。(朝の見守り当番)

### 校内生活に関して

#### 1. 遅刻

授業の妨げになりますから遅れないよう登校させて下さい。

## 2. 出席・欠席等の連絡

欠席・早退・遅刻が予め分かっている場合も、突然の場合も、できるだけ早く届け出て下さい。

届け出は事前・事後にかかわらず補習校事務局あるいは担任まで、書面または電話、メールやファックスにてお知らせ下さい。

本校は少ない授業数でカリキュラムを消化していきます。欠席は児童生徒の学習意欲の妨げにもなります。できるだけ出席できるようにご家庭でもご配慮下さい。欠席日数が三分の一を超えたり、長期休学となる場合は進級を認められない場合があります。

## 3. 登校後の出入り

登校後は校舎を出てはいけません。特別な場合は担任の許可を取って下さい。校舎を出て事故に遭った場合、補習校としては責任を負いません。

## 4. 非常口

非常口は出入り口ではありません。通常時に非常口を使って非常ベルが作動し何らかの補償が発生した場合は、当該児童・生徒の保護者に負担をお願いします。非常口を一旦開けると閉まらなくなりますので、非常時以外は絶対に開けないで下さい。

## 5. ゲーム機などの持ち込み

携帯電話、ゲーム機、ipod等、授業に必要な物は登校後から下校時間まで(9:30~13:45)使用を禁止します。度かさなる注意にもかかわらず、それらの使用が認められた場合は補習校側への一時預かりとなります。返還を希望する場合は、保護者が受け取りにきて下さい。

## 6. 喫煙・飲酒

校内での喫煙・飲酒は固く禁止しています。

## 手続き/届出

### 1. 休学・退会・復学 の届出

休学・退会・復学は決まり次第、書面で届け出て下さい。これに伴う、授業料の返還等については、「補習校要覧」を参照して下さい。

※休学は補習校入会后1回のみ、最長12ヶ月まで認められています。

### 2. 証明書の発行

在籍、寄付証明書等が必要な場合は事務局へ書面でお申し込み下さい。

但し、一定期間以上の休学・欠席日数によっては、発行できない場合があります。

### 3. 緊急連絡先

緊急時連絡先の届け出をお願いします。緊急連絡先を変更した場合は、事務局へ速やかに届け出て下さい。

## 児童生徒の安全確保のために

### 1. 感染症

感染の恐れのある病気(インフルエンザ、溶連菌感染症(Scharlach)、EHEC等)に感染した場合、またはシラミが発生した場合は、医師の「治癒証明書(Attest)」という「証明」が出るまで出席停止です。「出席停止」の場合は、欠席扱いとなりませんので家庭でゆっくり休養させてください。(感染症で出席停止になっても、皆勤賞の対象から外れることはありません。)現地校が、新型インフルエンザや学校伝染病等で学校閉鎖となった場合は、速やかに事務局または担任講師へご連絡下さい。

### 2. 緊急の連絡 (校内での病気、怪我など)

授業時間内の急病、また怪我や事故が発生した場合は保護者と連絡を取ります。届け出ている電話番号のいずれかに必ず連絡がつくようにして下さい。連絡がつかない場合でも急を要すると判断した時には、児童・生徒の救命を優先しますので、補習校から救急病院へ連れて行く事もあります。その場合は当該児

童・生徒の健康保険を適用しますので、ご了承下さい。 連絡がつかず問題が発生した場合の責任を補習校では負いません。

### 3. 車での登下校

補習校校舎前の駐停車は他の車両に迷惑をかけるだけでなく、横断する人に危険が及びますからご遠慮下さい。

事故、その他問題が起きた場合は個人の責任となります。

### 4. ベビーカー、バギー、キックボード等

ベビーカー、バギー、キックボード等は、前棟・後棟共に指定の場所に置いてください。 消防署の指示により、前棟は入り口ホール左手階段の裏、後棟は入り口ホール奥と決められています。 国際校校舎内への持ち込みは禁止されています。 入口手前の屋根の下に置いてください。 (詳しくはホームページ参照)

火災等、避難が必要になった際に、これらのものが障害となり、被害が出た場合は、その所有者に賠償をお願いする場合があります。

---

ミュンヘン日本語補習授業校 「補習校の決まりごと」に同意致します。

年 月 日

生徒氏名

保護者名